

戊辰戦争と横須賀製鉄所

亀掛川 博 正*

The Boshin Affair and Yokosuka Iron Foundry

Hiromasa KIKEGAWA

1. ま え が き

戊辰戦争は幕末の政治過程を通じて相対立する二つの勢力、徳川幕府の強化を推進する勢力と討幕をめざす勢力との武力による対決であるが、同時にそれは単に国内諸勢力間の対立だけでなくその背後に欧米先進諸列強間のとくにイギリス、フランス両国の国際的対立もまた存在するものであった。

従って戊辰戦争の期間を通じその全政治過程の理解には、国内における討幕コースと、徳川政権強化のコースの対立という本質的矛盾の解明とともに、欧米諸列強がその間に果たした役割を理解し、その位置づけを明らかにする必要がある。

このことは、幕末開国を契機として、欧米諸列強がわが国に与えた影響について、どのような意義を見出すかであるが、より具体的には、幕末において、欧米列強がわが国に加えた圧力・外圧、即ち、わが国の半植民地化の危機が存在したが否かという問題に直接つながるものである。

小論は戊辰戦争期間中の、鳥羽・伏見の戦いから江戸開城前後という期間において、横須賀製鉄所の接収という事実を通じ、この問題をとらえ解明するものである。

戊辰戦争期間中、横須賀製鉄所接収について、列強のとくにフランスの行動についてふれた見解をみると、戦前において、吉田東伍氏¹⁾は「其時分（江戸城攻撃ごろ引用者注）殊に横須賀は全く仏蘭西人の経営で、その金を借りて、幕府が造船所を建築したものだから、仏蘭西人が其処を押へて横須賀は仏蘭西の軍港の如き者」であり、そして横浜においても「仏蘭西の軍艦も英吉利の軍艦も並んで居て列国環視」であって「縦しんばパークスが薩長人の尻押、援助をしたいと思っても、長州や鹿児島ならイザ知らず、横浜で西郷の尻押は出来ぬ。」状況にあったとみていられる。

この吉田氏の見解については尾佐竹猛氏²⁾も支持され、「即ち仏国の牽制が、パークスをして勝手の行動を執らせなかったとの説は確かに正鵠を得て居る。」と述べていられる。

このようなフランス海軍による横須賀湾確保をフランスによるイギリスに対する牽制とみる見解は戦後においてひきつがれている。即ち、井上清氏^{3), 4)}は「一八六八年の内乱のさいにフランス東洋艦隊は一時横須賀湾に集結し、イギリス軍が天皇政府軍を援助するかもしれないのをけんせいした」と指摘されている。しかも井上氏は「一八六八年の内乱のときイギリス海軍は横浜にフランス海軍はこの横須賀に、隣り合はせて相互にけんせいしていたこと」を日本の半植民地化の深刻な危機の諸現象としてあげられている。

半植民地化という状態は単に政治的・軍事的状態のみならず、経済的にも例えばいちぢるしい自主性の制約、あるいは隷属的な場合も含まれるものと解される。

横須賀製鉄所が幕府崩壊の時期において、フランスに対する借款の担保となったことは、わが国

* 神奈川県教育庁社会教育課

の産業経済上の問題に限定されるものではなく、政治上のそれとの関連において、外国への従属の一例としてとらえるという考え方も成りたちうる。

小論は戊辰戦争の時期において、横須賀製鉄所の接收という歴史的事実を通して、わが国の半植民地化の危機の存在について、政治上・経済上の各側面を統一的にとらえ、従来の諸見解について検討するものである。

2. 製鉄所接收の経過

横須賀製鉄所設立の経過については、すでに周知のことであるので、小稿はそこごく概略を記すにとどまるが、その端緒は幕府が海防の必要上、江戸付近に海軍工廠の設立を計画したことに初まり、フランス人技師ウェルニーを招いて慶応元年8月横浜製鉄所を建設、ついで造船を行なうためウェルニーに設計、建築を一任、同年9月横須賀製鉄所の建設に着工、铸造、鍛鉄、機械、製罐等の工場を順次建設して翌年10月操業を開始した。据付機械は佐賀藩より献上された製鉄機械およびオランダ、フランスから輸入したものをこれに当てた。

さらに慶応二年十二月廿九日製鉄奉行がおかれ、寄合一色直温が初代奉行に任命されるにいたった⁵⁾。こうして製鉄所の業務もようやくその緒についたが、程なく戊辰戦争の開始に相遇するのである。

慶応四年正月以来、旧幕府より新政府に製鉄所が接收される経過について「横須賀海軍船廠史」⁶⁾の記すところによれば

正月十三日製鉄所奉行ハ旧將軍徳川慶喜ノ昨十二日大阪ヨリ帰府セン旨ノ布告ヲ受ケ即日之ヲ所内ニ布達セリ是ヨリ先キ嘉永、安政中欧米各国ガ我邦ノ交通ヲ要請シ外交一たび開クルヨリ彼ガ日新ノ文物ハ我ガ鎖国ノ旧習ヲ刺衝シ為メニ人心危激国事多端其間幕府挙措ヲ誤リ海内ノ輿情朝廷ニ帰向シテ時勢ハ遂ニ幕府ヲシテ自立スル能ハザルニ至ラシメタリ是ニ於テ將軍慶喜ハ客歳十月軍職ヲ辞シ政權ヲ奉還セント請フ朝廷乃チ旧臘九日ヲ以テ大政復古ノ詔ヲ発シ幕府ノ称号ヲ停ム十二日慶喜京師ヲ発シテ大坂城ニ入ル二十五日朝廷慶喜ヲ召ス慶喜狐疑シテ決セズ本年正月三日先ヅ其前衛ヲシテ鳥羽伏見ノ兩道ヨリ進ミテ京師ニ上ラシメントセンニ官軍関ヲ設ケテ之ヲ扼シ大軍ノ入京スルヲ許サズ応接数次結局戦端ヲ開キ官軍連勝シテ橋本駅ニ到ル六日慶喜夜ニ乗ジテ海路東下シ十二日江戸城ニ達ス是ニ於テ朝廷征東ノ師ヲ起シ終ニ大政復古ノ偉業ヲ立ツ是ヲ製鉄所ノ本年閏四月ヲ以テ明治政府ノ管掌ニ属シタル因由トス

正月十九日旧幕府ハ曩ニ武州金沢藩主米倉丹後守ニ命ジテ製鉄所ヲ護衛センメシガ王師東征ノ挙アルヲ聞キ其不虞ヲ慮リテ更ニ佐貫藩主阿部駿河守ヲシテ共ニ本所ヲ護衛センメ且此旨ヲ製鉄所奉行ニ伝達セリ

二月八日製鉄所奉行ハ首長ウェルニーノ供申ニ拠リテ旧幕府ニ経伺シ警査掛マルタンニ月給十弗ヲ増加セリ

二月廿四日旧幕府ハ製鉄所掛海軍奉行京極主膳正ノ職ヲ免シ勘定奉行服部筑前守ヲシテ製鉄所掛ノ事ヲ行ハシム

三月五日製鉄所掛勘定奉行及製鉄所奉行ハ旧幕府ノ旨ヲ承ケテ首長ウェルニーに照会シタル公文ノ略ニ曰ハク我製鉄所設立ハ当初日仏兩國政府ノ允准ヲ終テ着手セシモノナレドモ現今我邦政府更迭大君屏居征東ノ官軍既ニ函根ヲ越ヘテ横須賀近傍ニ到レリ其製鉄所ヲ待ツ果シテ如何ナル処置ニ出ルヲ知ラズ故ニ暫ク工業ヲ中止シ雇外人ハ悉皆横浜ニ退去スベシ元来本件ハ貴国全權公使ロセス氏ニ照会スベキモノナレドモ氏ハ今兵庫港ニ在ルヲ以テ直チニ貴下ニ通報ス云々ト首長ハ此通牒ニ接シテ之ヲ公使ニ急報ス公使モ亦倉皇横浜ニ帰リテ旧幕諸員ト会議シ以テク製鉄所設立ハ仏国政府ノ担保スル所ニシテ外国艦船ノ工事モ亦之ニ関スルヲ以テ固ヨリ中止スベキモノニ非ズ故ニ雇外人ハ

依然其全数ヲ拵ゲテ之ヲ使用シ日本ノ職工ハ一時其人員ヲ半減シテ物情ノ鎮定スルヲ待ツベキヲ良トス且仏国軍艦「カンシャント」号ヲ横須賀灣ニ置キ以テ雇人ヲ保護スベシト諸員皆此議ヲ可トシ同月十九日之ヲ製鉄所奉行ニ伝達セリ二十一日首長ハ其状ヲ仏国海軍大臣ニ報告シ併セテ幕府顛覆ノ際工業費ノ継ガズシテ頗ル困難ヲ致セル状ヲ通信セリト云フ

三月九日旧幕府ハ其顛覆ノ際ニ当リテ財用給セズ為メニ在横浜仏国共同会社及仏国郵船会社ニ交付スベキ金額五十万弗ノ支出ヲ延滞シタルヲ以テ横須賀及横浜ノ二製鉄所ヲ抵当トシ西暦千八百六十八年三月一日 我明治元年
二月八日 ヨリ七箇月間ニ元利ヲ償却スベキヲ議決シ外国掛川勝近江守会計掛成島大隅守ハ共同会社代理人ヒッゲー及ワツソールト条約書ヲ交換セリ

三月九日製鉄所奉行ハ首長ウエルニーノ供申ニ拠リテ旧幕府ニ経伺シ頭目以下各工ノ前期増給後更ニ六箇月ヲ越ヘテ勉業スル者即チ船工頭目レオスチック運用方頭目リッシュニー左官頭目コード石工頭目アンケチール製罐職ルエラー鍊鉄職サランノ六名ニ月給各十弗ヲ増加シ製帆頭目ビラル機械副頭目マンジュ製罐職コンスタンタン船工兼製図職バスチャン鑄鑿職シャッパード同クレヌー鍊鉄職ミッシュー鑄造職ブロン同グリポー製罐職カラー同スーデー填隙職ゴルデター及横浜製鉄所鑄鑿頭目メーグルノ十三名ニ月給各五弗ヲ増加セリ

三月二十四日製鉄所奉行ハ首長ウエルニーノ供申ニ拠リテ旧幕府ニ経伺シ客年解雇セシルブーシェーノ代員トシテ仏国人リュシャニーヲ機械職月給五十五弗ニ雇入ルルコトヲ条約シ且同日首長ヨリ整飾職ゲルトラウンノ死亡届ヲ受ケテ之ヲ旧幕府ニ届出タリ

三月製鉄所奉行ハ首長ウエルニーヨリ昨年中起工シタル小汽船落成ノ報告ヲ受ケニ旧幕府ニ経伺シ此新船ヲ以テ毎土曜日江戸ニ渡航シ毎月曜日横須賀ニ帰航シ以テ兩地直航ノ便ヲ開カントス乃チ同月二十八日之ヲ首長ニ伝達シ来週ノ土曜日ヨリ実行セシム

四月九日製鉄所奉行ハ首長ウエルニーノ供申ニ拠リテ旧幕府ニ経伺シ横須賀製鉄所鍊振頭目トロテルニ月給十弗ヲ増加セリ

四月製鉄所奉行ハ不日横浜製鉄所ヲ旧幕府ヨリ新政府ニ引渡シ次第デ本所ヲモ引渡スベキ都合ニ付之ヲ首長ウエルニーニ通告セリ

閏四月朔日新政府ハ神奈川裁判所長官東久世中将通禮、鍋島侍従直大ヲシテ横須賀製鉄所ヲ旧幕府ヨリ受取ラシム是ニ於テ通禮、直大ハ此日判事寺島陶蔵宗則、井関齋右衛門盛長以下ノ諸員ヲ率ヒ仏国軍艦ニ搭ジテ横浜ヲ発シ直航シテ横須賀ニ到ル旧幕府製鉄所奉行並新藤銀蔵以下之ヲ迎フ通禮等ハ製鉄所ノ点検ヲ了シテ即日横浜ニ帰ル乃チ属僚製鉄所掛河久保忠兵衛、福岡喜四郎、近藤豊太郎、横井孝之助、大脇佐兵衛、永山富太郎ヲ留メテ事務受継ニ着手セシム製鉄所が新政府ノ管掌ニ属センハ實ニ此時ヨリス其際引渡ノ本所經費書旧幕府官吏姓名録、雇人姓氏給額録、其他土地家屋及造船工程費額ノ摘要左ノ如シ

横須賀横浜製鉄所經費(略)

閏四月二日製鉄所管轄庁判事寺島陶蔵宗則、井関齋右衛門盛長ハ仏国公使レオン、ロセスニ通報シテ曰ハク横須賀製鉄所ハ自今以後新政府ノ手ニ歸シテ神奈川府裁判所之ヲ管轄シ以テ百事ヲ釐革セントス然レドモ従前着手ノ工業ハ須臾モ中止スベカラザルヲ以テ旧ニ依テ之ヲ継行セシムベシ貴官請フ此意ヲウエルニーニ伝ヘテ勉励事ニ從ヒ小官等ヲ視ル猶旧製鉄所奉行ヲ視ルガ如クナラシメト云々

閏四月三日製鉄所掛新任河久保忠兵衛、福岡喜四郎ハ大津村陣屋、深田村、八坂、水ヶ浦各勤番所及大滝、中里村、桜山各見張所ニ派出シ、旧幕府官吏ト相会シテ此等屯營ノ授受ヲ了セリ此日管轄庁員兵動忠平、志村左一郎、山口成一郎、鶴太郎、山本半之丞、恒川歳助横須賀ニ着任シテ旧幕府ノ吏員ニ代リ製鉄所ノ事務ヲ継続セリ

3. 問題の所在とその分析

旧幕府から新政府への横須賀製鉄所の接收は以上の記述のように極めて平穩裡に行なわれた。

鳥羽・伏見の戦い以来、接收にいたるまでの期間において、吉田東伍博士、尾佐竹猛博士、あるいは井上清氏が指摘されるような、イギリス・フランスが対立的立場にあり、それぞれ横浜および横須賀を占拠あるいは拠点として、軍事力を集結し、それによりわが国に発生した内乱に対して武力を発動して干渉を加えるか、あるいは相互に、軍事力により内乱により戦うそれぞれの側一幕府、薩長等討幕派に援助を与えることを牽制したというようなことが事実として果して存在したであろうか。とくにイギリスに対峙する干渉外国勢力として挙げられているフランスにおいてこうした企図なり行動なりがあったか否かは事実即して十分に検討される必要があろう。

横須賀製鉄所が幕仏提携の具体的産物であり、その経営は全くフランスにおうところとしてまた当時のフランス人が同地にあったこと、在日フランス外交筋が横須賀製鉄所の将来および現在の保全について特別の注意と関心を払い適切万全の処置をとることに腐心したことは事実であろうし、後述の債権問題の発生の如きもそうした処置と関連させて考えねばならないが、さし当り製鉄所関係在日フランス人の生命等の保護という消極的目的をもってフランス軍艦「カンジャツ号」の横須賀湾派遣を別とすれば、「フランス東洋艦隊の横須賀湾集結」というような事態は存在しえなかったと思われる。

このことはより基本的にはフランスの対日外交方針によって説明されることであるけれども、フランスは事実においてはイギリスに対抗し、あるいは少なくともその行動を牽制し、自ら関係する物的事物を擁護し、反対勢力を圧倒するためにその支持する幕府に支援を与えるほどの海上勢力を当時の極東水域にも与えられなかったのではないだろうか。

接收当時横浜港にあった諸外国の艦船は次のとおりであって、この他兵庫等にも若干あったとは考えられるが大凡の傾向は知られよう。

〔4. 1. 中外新聞〕

在留軍船英八艘、仏二艘、亜二艘、字漏生一艘、商船二十五艘⁷⁾。

〔閏 4. 9. 江湖新聞〕

当節横浜停泊の外国商船廿三艘、内英船十二艘、同飛脚船一船、亜米利加船五艘、同飛脚船二船、蘭船二艘、字漏生船一艘⁸⁾

〔閏. 4. 13. 公私雑報〕

当時横浜港碇泊の軍艦名号

英国軍艦

ヒルム	大砲 3 門	砲船
スナップ	大砲 3 門	砲船
ラットレル	大砲 17 門	コルヘット

仏蘭西軍艦

ヘニコス	大砲 22 門	コルヘット
ジョーレン	大砲 4 門	コルヘット

亜米利加軍艦

モノカシー	大砲 10 門	砲船
ストーンウェル	大砲 2 門	鐵造船

アイロクオイス コルヘット

和蘭軍艦

キュラカラ

此ほど碇泊の軍艦至て少し、多くは兵庫大坂へ廻りしと云ふ

また横浜等に入港したフランス軍艦が、戦争から居留民を守る目的であったことは次の新聞記事からも容易に理解されよう。

〔閏 4. 23. 遠近新聞〕

横浜より帰りし人の話

仏蘭西より軍艦一艘兵士乗込で入津す。右は日本今日の形勢に付、横浜の地等に外国人警衛の為なるよし。且水曜日毎に波登場にある仏蘭西病院及び本町1丁目仏蘭西ミニストル館の前において音楽を奏す。是は非常の時に用ゆる合図の音楽を前以て諸外国人に示しおくなり。故に此音楽を奏する時は、外国人其場集りて、心得のため皆聴聞するといふ¹⁰⁾。

しかしこれ以外に、次に掲げるようなフランスより軍艦数隻を日本に派遣するという報道や、わが国に軍隊を上陸させて国内に進攻させ、また艦隊によって日本沿岸の封鎖を強行せよという意見もこの当時において存在した。

〔5. 22. 遠近新聞〕

仏蘭西国より去る4月14日出の書状到着せり。其文中に、近々同国より軍艦数艘を日本へ差向べきとの支度あるよしを認めあり。何故なるや詳かならず、恐くは先達て堺にて仏人の殺されたる報告の本国に到着せし故ならん。又云、菅沼左近将監、栗本安芸守、山川文次郎、木村宗三、高松凌雲、大岡松吉并に和蘭留学生赤松大三郎等、4月27日出帆して帰国すべしと、云々¹¹⁾。

〔3. 13. 中外新聞〕

横浜新聞の抄訳

一千八百六十八年三月廿八日 日本三月五日記す。昨夜飛脚此地に到着し、ハルリー・パークス君京都に於て、天子の禁闕へ趣かんとする途中にて襲はれ、其護衛の騎兵九人手疵を受け、日本人一人殺され一人虜となりたる旨を報告せり。(略)

日本人は欧羅巴、米利堅等に往きて其国人の如く自在に歩行するも妨無し。何故日本にては外国人にこれを許さざるや。畢竟日本人をして其陋習を改め、公平の法を守らしめんが為には、大軍を上陸せしめて国内に攻入り、軍艦を以て海岸を囲まざるを得ず¹²⁾。

しかしこれらの報道あるいは外国人側の見解は新政権成立の当初において簇生した外国人への傷害事件、神戸事件、堺事件、パークス襲撃事件といった一連の排外行動に対する反応として出たものであって、これら対日膺懲意見も、新政府が攘夷路線に傾斜しているのではないかという不安危惧が在日外国人側、外交官筋においてさえ、とくに居留民の間に強く存在流布していたことから生じたもので、少なくとも積極的に日本の内乱に干与するための軍隊あるいは艦隊の出動を求めるのではなく、新政府が終始排外運動を抑圧し、開国和親政策を貫徹しようと試みている努力が外国側に理解されるに比例してこうした見解は影をひそめるのである。

フランスの海上勢力が日本水域において、何をなしうるかということについて全体的に言えば、イギリスの海上勢力とくらべて、それがあまりに劣弱であることを考えれば、何事をもなしえないと判断してさしつかえないのではないかと考える。

もし海上勢力をもって多少なりとも日本に対し効果的措置を講じようとするなら、少なくとも九隻以上の艦隊が必要であることは、文久2年ポーブ提督によって立てられた英国海軍の日本沿岸封

鎖計画においても明らかであり¹⁴⁾、フランスがイギリスと協同することなくむしろそれと拮抗して日本に対し艦隊行動を起こすなどということは到底考えられないことである。

次にフランス側および幕府側の横須賀の軍事的、戦略的利用についての見解であるが、在日フランス外交、軍事筋の見解と思われる建白書についてみると製鉄所そのものの軍事的利用について何ら触れることのないのに注目される。

外人某建白書 明治元年

大君御門へ返したる政権を再び掌握せんと意あらは素より全国人心を承服せしむるにあり国内之諸侯は未だ此事を解するものなく故今御門に迫り己か意を恣にせんと計る叛逆之諸侯を罰し尽く滅亡せんには大本 仏語にてパースデヲ
ヘラーションといふ を関東に立置海陸を以て敵の攻襲を防禦し爰に於て敵を襲ふの用意を整ふにあり。此目的に達せんには人心と実物との両力を用ゆるにあらされは遂ること難し余か今考ふる処にて目的を遂くるは最可然と思ふ法方を爰に建白す

実物之方 防禦

第一一剋も早く駿河ママ 城近辺へ保砦を取建東海道を遮る事地勢之利害兵数隊伍等之事は陸軍教師之を任すへし。東海道の北手にありて江戸通し且東海道と大凡並行する一つ之街道之内より爰に番兵を出置陣營を立置く事○不得已先手引退くことありとも決而懸念なき格別に新手を備へ置く事は又陸軍教師其法を知らしむへし

第二浦賀海峡并横須賀之前にある小島へ大砲の大なるものを速に備ふる事

第三敵船之江戸湾に進入するを防ぐため開陽丸不これを右海峡へ備置く事¹⁴⁾

これと同様、大鳥圭介、沼間守一ら幕府陸軍首脳部がたてた戦略においても横須賀製鉄所を作戦上利用する企てはみあたらない。またこの時点での江戸湾防禦の考えについては明らかではないが、幕府の伝統的戦略からいえば、内海への防禦に重点があったためではないと思われる。

いずれにせよ、幕府側において、横須賀を軍事的に活用する企図があったにせよ極めて薄いものであり、そしてフランスと協同して専守防禦する計画があったということは考えられない。

次に注意すべきことは横浜の警備が英国の他にフランス軍一大隊があたる¹⁵⁾などイギリスの占有するところではなく「列国環視」であると同様、横須賀もまたフランスの占有物でないものであるという事実である。

横須賀製鉄所がフランス人技師の手において経営されているものであることはもとより明らかなことであるけれども、同時に製鉄所がその設立当初において、すでに列国共同利用という「国際性」をもっていたことは十分認識されなければならない点である。

すなわち 1865 年 1 月 17 日、レオンロッシュから本国外相へ発した第 25、26 号報告において、幕府から造船所建設の注文を受けたことを報告しているが、この造船所には各国の軍艦商船が入って修理できるといいフランスの独占ということはのべていない。また外相はこの報告に対して 3 月 18 日の第 3 号訓令において、「造船所の建設は……各国の軍艦商船に共通に使用させ、このことが日本と列国との関係に役立つという条件において承認する」とのべている¹⁶⁾。横須賀製鉄所の建設もこうした基本方針のもとに行なわれたのであって、当時製鉄所にあったフランス人側においてもこのことが十分承認されていたことは「船廠史」の記事においても明らかである。この製鉄所が決してフランスの占有物ではなく、各国の艦船の共通使用ということに重点があることを明らかにしなければならない。

このこととともに横浜の「占拠」も英国軍隊によって単独に行なわれたのではなく、フランス軍も参加しており、むしろ横浜・横須賀の安全保障には両国は完全に協調していたとみてさしつかえない。

横浜および横須賀の接収は、フランス側および旧幕府官憲において何らの妨害もしくは抵抗が行なわれることなく、列国および旧幕府が共同歩調をとりつつ平穩裡に行なわれたが、このことは旧幕府、英仏米等外交団、新政府間相互の緊密な連携によるところのものが大きかったのである。

接収に先立ち、3月6日旧幕府は、フランス公使レオン・ロッシュに書翰をおくり、横須賀製鉄所造営工事の停止を求めている。

以書狀致啓上候、然ハ横須賀表製鉄所造営之義ハ、貴国政府之御懇誼を以、追々成功之運ヒ相成候処、不慮之事件差起リ、以程中ヨリ大君謹慎中之折柄、京地ヨリ、官軍下向、既ニ箱根ヲモ越候趣ニ有之、万一横須賀製鉄所ヘモ可相越哉も難計、乍併、先年両国政府之允准ヲ経テ、間隔ナク取極シ製鉄所ナレハ、造営方休業イタン候理、素ヨリ無之筈ニハ候得共、貴所様モ知ラル、通不容易形勢、実以胸焦心痛之極深ク御推慮有之度、就テハ鎮静イタン候迄、暫時製鉄所休業之義取計候様イタン度、且又自国警衛之義、大君謹慎中ニモ有之、不行届次第モ御座候間、首長始同所ニ被罷在候テ、万一不慮之義等出来候テハ不容易義ニテ、深ク心配イタン候義ニ付、休業中横浜表ヘ罷越被居候得ハ、安心ニモ相成候義ニ付、貴所様モ可然ト被存候ハ、其段首長ヘ御通達有之候様イタン度、尤当今之事情且切迫ニオヨヒ候ハ、製鉄所奉行臨機之取計可致旨申付、首長ヘモ其段ヘ御通達有之候様イタン度、尤当今之事情且切迫ニオヨヒ候ハ、製鉄所奉行臨機之取計可致旨申付、首長ヘモ其段申入置候義ニ御座候、右之趣ハ館ヘ罷出御断可致之処、当節国事多之折柄、同僚共人少ニ付、不得止事以書中申進候、前件之始末未甚不本意ナレト不要御承諾之上、ウエルニー君落意致候様御会話有之度、右可得御意如斯御座候。以上

三月六日

川勝備後守 花押

浅野美作守 花押

レオンロッシュ閣下

この後各国外交代表は横浜市および同港の接収について、新政府と交渉するため12日付による書翰を作成し、フランス士官プロートンが名代とし横浜より大坂に向い16日到着した。

新政府との交渉の経過について「戊辰中立顛末」によれば次のとおりであって、横浜の状況と各国公使団の見解、およびそれに対処する新政府外交当局者の意図がうかがえる。

○中立顛末ニ云、此書ハ仏人プロートン横浜ヨリ攜来、昨十六日著坂、本日在坂英国人シットホルト同伴、共ニ各国公使名代ノ旨ヲ称シ、大坂裁判所外国事務局ヘ出頭、通牒、原城出合、先プロートン、ミットホルトノ二人、各国公使ノ名代ナル旨ヲ述ヘ、次ニ横浜ヲ保護スル首領ナク、各国人心ヲ安ソスル事無ケレハ、各国公使甚苦心ス、既ニ頃日官軍ノ先鋒兵士、横浜ニ輻湊陸續トシテ間断無ケレハ、天朝ノ官員片時モ早ク出張、土地ノ制馭ヲ定メ、各国人安堵ノ方法ヲ立ラレ度、旧幕府ノ官吏ハ交付ノ準備ヲ整ヘ、只管天朝諸官員ノ下向ヲ俟テリ、固ヨリ異議アル体ナラネハ、些懸念アルニアラネハ、迅速ノ出張肝要ナリ、今日ヨリ日数五日ヲ期シテ回答ヲ収領、直チニ東歸、公使ニ復命セン事ヲ約シ来ル旨ヲ陳述ス、宗城カ答ニ、来意ノ趣ヲ天朝ニ奏聞セハ、督輔ノ内東下ノ命アランハ必定也トイヘトモ、方今坂、庫両港ニ蒸艦不在、因テ暫ク延引センモ計リ難シト、ミットホルト其言ヲ聞、途中保護ノ為又英国ノ軍艦一艘ヲ送ラスヘケレハ、其艦ニモ七八名ハ乗ラルヘシ、何レニモ神速ノ東下、是各国公使ノ同冀望スル処ナリト云フ、両総督其所説ヲ首肯、何レニモ京師ニ奏シ、朝命ヲ俟チ、決定ノ返答ニ及ハン旨ヲ約ス、兩人承引、尚五日ノ期ヲ約シ退散、因テ通牒、宗城連署ノ書翰ニ英、仏両土官等カ演説ノ趣ヲ脱漏無ク書載セ、横浜ヨリ贈ル処ノ各国公使連署書牘ニ通ヲ附シ、即日太政官代ニ進達ス、因テ頓ニ延議決シ、総督ノ人選アリテ、同二十日、通牒ノ兵庫裁判所総督ヲ免シ、更ニ横浜裁判所総督ヲ命セラレ、鍋島侍従ヲ其副ト為シ、以下随從ノ官員ヲ定メ、佐賀藩ノ蒸氣船ヨリ東下ノ籌算大略決議、是ニ於テ各国公使ヘノ返翰ニ、粗其趣ヲ

記載スルニ至リ¹⁸⁾。

この後4月20日、横浜裁判所総督東久世通禧は神奈川奉行所および横須賀製鉄所等を接収したが、大総督府あての報告のなかで横須賀製鉄所については次のように述べている。

横須賀製鉄所奉行元旗本之士ニ有之、是ハ横浜ニ関リ不申候ヘ共、外国人入込之事故、無抛受持致候、奉行ハ其儘在往杯可申付心得ニ御座候、以上。

この報告にたいし、大総督府は4月22日付で次のとおり指令している。

横須賀製鉄所奉行横浜に關係無之候ヘ共、外国人入込之事故、御請持之由候¹⁹⁾

このような横浜あるいは横須賀の平和的接収について「横浜市史」は次のごとく述べている。

このようにして、横浜における新旧政権の交代は終わった。それは、まったく「事務引継」といってよいほど平和的な政権の交代を可能にしたのは、横浜へのすべての政府軍兵士の立入を禁止した外国側の圧力によるものである。すなわち、横浜における平和的な政権交代は、外国側の圧力を仲介にして、はじめて可能であったといえることができる。外国代表、とくにそれを主導する英国公使パークスは、横浜が戦争にまきこまれて、その貿易とそこにおける外国人の安全がおびやかされることを、もっとも恐れていた。そこで横浜を外国軍隊の圧力のもとに、全国的内乱から影響されぬ「真空状態」において、政権の円満な交代が企てられたのである。かの江戸城の平和的明渡しの後にも、パークスの圧力があつたことが指摘されるが、横浜における新旧権力の交代は、パークスの意図するような新旧権力交代のモデル・ケースであるといえよう。

横須賀製鉄所接収が、政治上あるいは軍事上何らの支障なく、とくにフランス側からのいささかの干渉も無く円滑に行なわれたことは上述のごとくであるけれども、それと別個に同製鉄所を抵当とする債務の発生という問題が発生し、これが外交交渉上の重要案件として、新政府外交当局者に課せられることとなったのである。

このことは接収以前の慶応四年二月八日にさかのぼるもので、旧幕府が横浜、横須賀両製鉄所を抵当に、洋銀50万ドルをフランスのビケーニに借りたことに始まる。

於横浜千八百六十八年第三月第一日 我慶応四年 横浜ニ在ル
二月八日

ソシエテ・ゼネラル会社代人

ビグゲー君

ワッソール君へ

ソシエテ・ゼネラル、竝仏国郵船会社ニ代リ、日本政府ニ申立ラル、借銀総高五十万ドルラル、証拠ノ形トシテ左ニ名ヲ記スル外国掛川勝近江守、会計掛り成島大隅守兩人、全権ヲ以テ、今此書翰ノ請合トシテ、横須賀及横浜ニアル製鉄所之諸品、即製造場之諸品、蒸気機械、小道具、既ニ取出セン物材、未取出サル物品、其他総テ右製鉄所之為取建シ建物ヲ、其許ニ引渡ス、尤右ハ日本政府金高払済タラサル迄ハ、可相払ト約セン実地之払方ニ關係セス、且右払方之儀ニ付テ、外之借銀ヨリハ、日本政府、ソシエテ・ゼネラルの方ヲ第一ニ済スヘキ借銀ト思フ事ヲ爰ニ告ク
右借銀之高ハ、是迄仕来リ之通り、一ケ年ニ付一割之利合ヲ加フヘシ、千八百六十八年第三月一月ヨリ七ヶ月ヲ経テ、元利トモ償フ事ナキ時ハ、ソシエテ、ゼネラル方ニ於テ、都合ニ従ヒ売払フヘシ、万一右売払ヒシ上ニテ、余分之金高アル時ハ、是ヲ日本政府ニ納ムヘシ、謹言

川勝近江守

成島大隅守

於横浜千八百六十八年四月第一日 我三月
九日

外国掛り 川勝近江守

会計掛り 成島大隅守

両君ニ呈ス

借銀高五拾万ドルヲ請合証拠トシテ、其引当ニ日本政府ヨリ余等ニ差出サル、横須賀並横浜製鉄所ヲ、余等ソシエテ、ゼネラル並仏国郵船会社両店ニ代リ、引請ル事ヲ承諾セリ、右ニ付、取極メラル、箇条之趣、一々異存ナク、只日本政府総テ他之借財ヲ済サル以前ニ、余等ノ方ヲ先返済セラレントノ約定ニ、余等依頼スル所也、謹言。

ビッケー

リッソール

このように幕府が倒壊に際して、借款を行なった理由として、下村富士男氏は次のように述べていられる。

「幕府は慶応元（1865）年の初め頃から日仏特殊貿易のためのフランス資本による日仏商社創立を計画し、日本からの輸出品を独占的に取扱はせると共に、幕府の武器、軍需品をこの商社を通じてフランスから輸入しやうとした。かうした関係を背景にフランス商人は軍需品、武器の日本輸入に応じることになったが、輸送の途中維新となったので、その取引が果して明治政府に継承されるかどうか疑はしくなった。それでフランス公使ロッシュは此の契約を擁護しやうとし、明治元（1868）年3月に、既に崩壊してゐた幕府の外国副総裁川勝広運等と協議し、借款を成立させたのである。即ち当時はまだ新政府の勢力が江戸、横浜方面まで及んでゐなかつたので、製鉄所を抵当に充て、ソシエテ、ゼネラル等から期限七ヶ月年利一割で五十万弗を借入れたのである。

この約定調印の頃は、既に明治政府が新政府の発足を開始してをり、徳川征伐の最中であつたが、そのうちに償還期限が切迫し、フランス側は頻りに催促すると共に製鉄所等を差押へようとする勢を示した。当時この最新式の軍需工場が徳川方に好意をもつてゐるフランスの手に帰属することは、政府軍に大変不利だと思はれたので、政府側は江戸、横浜方面の徳川軍を掃蕩すると同時に、回収を急いだのであつた。それで同年七月明治政府はイギリス公使パークスの斡旋でイギリスのオリエンタル・バンク横浜支店から金を借りて償還したのであつた。これによって工場をフランスの羈絆から一応脱したが、併しこの時明治政府がオリエンタル・バンクに提供した条件は、債額五十万弗（英貨十一万六千六百六十六ポンド余）償還期限二年、年利一割五分、担保横浜税関収入と云ふのであつた。」²²⁾

このように下村氏は旧幕府とフランス側との間で成立した借款は、単にフランス側の債権を保証するということだけでなく、製鉄所を幕府側のために反幕薩長側に帰することのないよう確保するためであつたとし、このことは極めて高い政治的意義を認めている。

こうした見解は「横須賀百年史」の次の記述にも認められる。

これは、ソシエテ・ゼネラル会社の債権を確保するためのものであることは申すまでもない。しかし幕府としてはこれによって薩長の手を押収されることを防いだものとも考えられる。がしかし危険千万なことであつた²³⁾。

戦前における史家の見解を求めるならば、関山直太郎氏は

「一説に依れば此の借入契約は兵器買入代の滞納を確保するために、証書を書替へ担保を徴したものと云ふが、或はそれが正しいかも知れぬ」²⁴⁾と述べ、また神長倉真民氏は、

「これは仏蘭西公使は幕府の同情者であつたから（この製鉄所の建設も彼れの斡旋である）、一方ソサエテ・ゼネラルの債権を確保すると同時に、幕府のために、これを薩長の手を押収せらるゝことを防いだのもあつた。公使は横須賀に軍艦を派遣して警戒せしめてゐた。」²⁵⁾とし、下村氏らの見解とほぼ同じである。

ともかく横須賀製鉄所債権回収は新政府に課せられた重要懸案であり、政府首脳もその対策に苦慮したことは次の木戸孝允の日記にもうかがわれる。

「（明治元年8月）同十三日 晴参官小松大隈自横浜帰る旧幕横須賀製場并此土地を仏に質とし金五

「十万ドル」を借期已に過談判甚固し終に英により五十万ドル」を借り返済に及びし一条蝦夷地類に魯之方窺となる依て蝦夷之國端へ条約諸國と開港せんことを図り其人を遣し以而境界を立るの策を施すの一条且昨六七月之間長崎におひて土人英の水夫を暗殺せんことの疑惑一件なり此事英之応接甚切迫に付急に大隈八太郎に長崎に至らんとす此三事件之外鎖々たる事件あり於小御所會議あり一決之上各手段を下す五字頃退散」⁽²⁶⁾ (木戸孝允日記第一) 明治六年八月

さらに当時新政府にあって製鉄所回収に努力した大隈重信がフランスの意図に対して彼自身の観察を彼自身の回顧の中で次のように記し、

「横須賀回復の問題の如きは、事頗る重大にして、我出張の目的中に於ても肝要の者たりし。蓋し当時、仏国は当時の事情に見るも従来を経歴に徴するも、我国に対して種々の陰謀を構ふることなしとせず、且那翁三世が威を欧州に張りて四方の侵略に努する折なりければ、横須賀差押に対しては、頗る危険の感なき能はず」

さらにこの負債の償還のためオリエンタル・バンクから金融を求める斡旋をイギリス公使パークスに依頼した際、パークスの言として

「嗚呼果して然る乎、実に容易のことにあらず、想ふに仏国は従来を経歴に照し禍心を包蔵することなしと云ふべからず、彼をして横須賀を押領せしむる如きあらば、貴国の危険誠に測るべからざるものあらん、速かに之を払ふに如かず」⁽²⁷⁾

と懲ようしたことを記している。

このように大隈とパークスのフランス外交観は符節一致するものがあるが、ともに「フランスの陰謀、禍心」というような抽象的表現で事実については少しも明らかにしていない。

従って事実に基づいて前述の諸見解を検討することとする。その第1は幕府が、製鉄所が薩長側の手に移るのを防ぐためフランスとの間に債権を設定したということについてであるが、このことは旧幕府が薩長新政府と対立抗争を続けるために生じたものであるということを前提とした考え方である。

しかしながら製鉄所を担保とする借款について、幕府側がその意向を表明したのは2月8日であって、果して、この時点において幕府側にそうした意図があったかが問題である。

この時点において幕府、慶喜の態度についてのいくつかの見解をみると、慶喜が東帰後も最初のうち、抗戦の意志があったとみる論者においてさえ、例えば井上清氏のごときでさえ、「正月十九日、ロッシュは江戸城で慶喜に再挙をすすめる、援助を申し出たが、慶喜はそれをはっきり拒絶したとつたえられる。そのころすでに彼がすっかり再挙をあきらめていたという確実なしょうこはないが、当初の気持は動揺していたであろう。」と述べられ暗に恭順に踏み切ったことを認め⁽²⁸⁾られている。

また石井孝氏も「パークスが慶喜に時代の落後者という宣告を下した二月ははじめから、慶喜の態度は急速に変化しはじめた。すなわち二月五日、慶喜は松平慶永に、鳥羽伏見戦争以来の事態を深く恐縮し謹慎しており、『伏して朝裁を仰ぎ奉り候』という嘆願書を送って、その意向を天皇に通じるように依頼した。ここにいたってはじめて、慶喜の恭順の態度は明らかになった。」⁽²⁹⁾とされ、幕府側の方針が恭順に固まった時期をここにおいていられる。

原口清氏は慶喜が「朝敵として指名された会津・桑名藩主や旧幕府閣老に罷免謹慎をいわたし、絶対恭順の態度にふみきるの、二月九・十日のことである」⁽³⁰⁾と認められている。

慶喜が恭順の方針を堅持し、フランス公使の再挙勧告を拒否したことは、彼自身の談話によっても明らかであり、2月8日から3月5日までの借款についての交渉期間中において、既に幕府が恭順の態度をとっていたことは否めないことであって、製鉄所を薩長の手に渡すことを防ぐためこの交渉を行なったということは到底認められない。

次にフランス側が幕府のために製鉄所が薩長の手に移るのを防ぐためこの債権を設定したという

見解について考えるならば、第一に相手側である幕府そのものが恭順によって薩長側との抗戦を継続する意志をもっておらず、従って抗戦の目的という意味をもつ措置を必要としないことが明らかであるばかりでなく、フランス自体にとっても、幕府支持の政策は重大な転換期にあった。

借款について幕府から通告される以前の正月 15 日、フランス公使を含む列国公使団は兵庫において新政府の勅使から国書を受理しており、このことは従来仏公使のとっていた幕府支持の方策に大きな打撃を与えるものであったことは「ロッシュは通訳塩田を連れて其晩欧羅巴へ出発する、そして後は書記官プリンが預かるといふことが発表された。彼は前日の勅使の宣言に依って全く窮地に陥り、己の政策の失敗を傍観するに忍びなくなったのである」³¹⁾ というサトーの記述からも理解される。

その後ロッシュは正月十九日、廿七、廿八日慶喜と江戸城で会見、再挙を勧告して拒否され、二月三十日には京都で天皇に参内謁見となった。

また江戸開城に先立ちロッシュは新政府に仏軍事教官団の再備用を交渉して拒絶されるなど、自己の方策の崩壊をみつつ、5 月、ウトレーと交代して失意のうちに帰国するにいたるのである。

このことからフランスが従来幕府に対し好意をもち、援助を与えてきていたにせよ、すでに抗戦の意志を失って倒壊した幕府のために、既に確立しつつある新政府に移ることを防止するため横須賀製鉄所を担保とする挙にでたということは考えられない。

ロッシュが鳥羽・伏見の戦いの後も依然幕府支持の態度を示し再挙を慶喜に勧めたことは前述のとおりであるが、しかしその後次第に自己の従来とってきた政策の破綻したことが事実としてあらわれる一方、新政府の実力とその開国和親政策についても認めざるをえないところとなってきたのである。従って軍事教官団を含むフランス公館筋は正月 19 日再挙勧告が拒否されたのちは軍事的援助についての企図を全然放棄し、少なくとも中立を持する以上の行動に出ることはなくなったのである。

ウトレー公使着任以前のフランス外交筋のこの間の意向については次の記事が示している。

中外新聞 第廿四号 慶応四年閏四月十二日

横浜在留仏蘭西国三兵教師の総督シャノワン氏書翰の大略

○我輩軍務役として日本へ参り候儀、仏蘭西政府の趣意は、同盟国の勢力を増盛せしめ、欧羅巴の學術を広く伝播いたし候より別の儀には候はず。万一日本国乱有之、敵味方と相分れ候節、一方を助け一方を攻め候様の儀に成行候ては、本国政府の意に全く相背き候事に御座候。仏蘭西国に於ては只日本全国一致いたし強盛繁栄なる事をのみ祈り居候。不和内乱の為に国民を損じ国力を衰へしむる様の儀は決して好み不申候³²⁾。

フランス公使であるロッシュがフランスの利益を擁護するため、種々の画策を行なったことは容易に認められる。しかしながらそれは純粹に動乱期に際してフランス商社の債権を守るためであって、政治的意図をもつものとは考えられず、ロッシュの後任ウトレー公使も前任者のこの方針を継続し、債権の償還を新政府に要求する以上、外交上の問題とすることにしなかったものと考えられる。ウトレーが本国への報告では次の如くいっている。

「クーレー等数人の商人は、軍需品の日本輸入を行ったが、その大部分は輸送中日本に変革動乱が勃発したので、その取引が果して新政府に継受せらるゝかゞ疑問となったので憂惧した。ロッシュ公使は此契約を擁護する為に、横須賀製鉄所をソサエター・ゼネラル及びメッサデュリー・アスベリアル³³⁾の為に担保に取った。四月予が赴任した時の支払未済金は四十万弗で、抵当金額は六十二万五千弗であった」

以上のことによっても製鉄所抵当問題は、純粹に債務の履行以上の特別の政治問題化するおそれはなかったものと考えられる。

結 語

以上のことから、戊辰戦争開始当初から、江戸開城に至る期間において、イギリスおよびフランスが、横浜および横須賀にそれぞれ軍事力を集結し、相互に武力により牽制し、そのことがわが国に半植民地化の危機を与えるという見解は容認することはできない。

フランス側がイギリスに対立してわが国の内乱に干渉する意図がなかったことは、日本におけるフランスの劣弱な勢力にもよるが、より基本的にはフランス外交の政策の変化に求める石井孝氏の見解³⁴⁾は最も正しいものと思われる。

ロッシュによってリードされたボナパルチズム外交の活躍は、その華々しさに眩惑され、それが政治面においてとくに顕著であったため従来実際以上過当に評価されてきた。しかしフランスの相対的国力とルイ外相からムーティエ外相へ、ロッシュ公使からウットレー公使への交替にともなう政策の転換を事実によって辿るとき、フランスがわが国に与えた影響の本質とその度合について適切な位置が与えられよう。

ともかくも当時の国際環境は英・仏両国が横浜・横須賀を“拠点”にし、それを“占拠”することによって、わが国の政治対立に軍事的に介入することを許すという可能性を全くもたせるものではなく、両国もそうした企図をもつものではなかった。このことは究極的には当時のイギリス、フランスなど欧米先進諸国の外交が、貿易の拡大と軍事的侵略を排する産業資本主義時代のもつ平和外交に基づくことによるものである。

従って、接收前後の「横浜は、戦雲におおわれている他の地帯とはまったく別天地」であり、そうでありえた理由が「外国軍隊の圧力のもとに、平静が保持」されたためで、その状況は「国際管理のもとにおかれていた」³⁵⁾とみ、このことをもって「日本領土権に対する一大侵害であったことは覆うべくもない事実」³⁶⁾とする見解も事実に対して正にその通りであった。たとえ短期間においても外国軍隊の力で治安が保たれ、わが国の主権が少なくとも排除されたことは独立主権国家として重要な問題である。されどもこのことから、ただちに、これら外国においてわが国に領土的野心があり、かつその占拠も計画的に企図されたものと速断することはできないし、さらに全国的な立場で、そのままこのことがわが国の半植民地化の危機として発展的につながるかは非常に疑問である。

たしかに接收前後の横浜における外国軍隊の駐留は異常な事態であった。けれどもこれは第一には自国居留民の安全の確保と、第二に東洋において有望である開港貿易都市を戦禍から免がれさせるため、局地における一時の、最少限度の戦争への予防的措置とみるべきで、軍事的侵略性は全くもたないものと考えるのが妥当ではないであろうか。

注

- 1) 吉田東伍「維新史八講」229 ページ
- 2) 尾佐竹猛「幕末外交秘史考」173 ページ
- 3) 井上 清「日本現代史」188 ページ
- 4) 井上 清「幕末における半植民地化の危機との闘争」(歴史評論 31 号) 12 ページ
- 5) 「柳営補任・6」(大日本近世史料)
- 6) 「横須賀海軍船廠史」第1巻 91 ページ～106 ページ
- 7) 「幕末明治新聞全集」第3巻 137 ページ、「新聞集成明治編年史」第1巻 33 ページ
- 8) 前掲書 50 ページ
- 9) 前掲書 54 ページ
- 10) 前掲書 66 ページ
- 11) 前掲書 112 ページ
- 12) 前掲書 20 ページ、「幕末明治新聞全集」第3巻 124 ページ
- 13) 石井 孝「幕末に於ける英国海軍の日本沿岸封鎖計画(下)」(歴史地理第76巻第2号) 31～35 ページ
- 14) 「川勝家文書」(日本史籍協会叢書) 343～4 ページ

- 15) 「復古記」第9冊 292 ページ
- 16) ねづまさし「幕末のフランス外交文書からみたフランスの対日方針」(史学雑誌第 69 篇第 3 号) 103 ページ
- 17) 「復古記」第2冊 715 ページ
- 18) 「復古記」第3冊 6~7 ページ
- 19) 「復古記」第9冊 617~618 ページ
- 20) 「横浜市史」第2巻上 10 ページ
- 21) 「復古記」第7冊 41~42 ページ
- 22) 下村富士男「明治維新の外交」129~130 ページ
- 23) 「横須賀百年史」359 ページ
- 24) 関山直太郎「日本貨幣金融史研究」67 ページ
- 25) 神長倉真民「明治維新財政経済史考」406 ページ
- 26) 「木戸孝允日記第一」(日本史籍協会叢書) 82~83 ページ
- 27) 「大隈伯昔日譚」
- 28) 井上 清「日本現代史」302 ページ
- 29) 石井 孝「維新の内乱」60~61 ページ
- 30) 原口 清「戊辰戦争」162 ページ
- 31) アーネスト・サトー, 塩尻清市訳「幕末維新回想記」253 ページ
- 32) 「幕末明治新聞全集」第3巻 181~2 ページ
- 33) 神長倉「前掲書」410~411 ページ
- 34) 石井 孝「幕末の外交」191~2 ページ
- 35) 「横浜市史」2 上 3~5 ページ
- 36) 洞 富雄「幕末維新に於ける英仏軍隊の横浜駐屯」(大隈研究 第二輯) 92 ページ